

情報提供方法の検討（案）

1. 情報提供の必要性

評価・認定制度を多数の貸切バス事業者が活用するとともに、利用者・旅行会社が安全性の高い貸切バス事業者を選択することができるように、本制度の普及促進を図るため、各関係主体が本制度に関する情報提供を行うことが必要である。

2. 情報提供主体と情報提供方法

(1) 実施主体

- ・ ホームページ等による制度の周知
- ・ 評価・認定を受けた貸切バス事業者名等の公表

(2) 関係業界団体

- ・ 傘下事業者に対する本制度やその趣旨の周知徹底
(通知、セミナーの開催等)

(3) 貸切バス事業者

- ・ 評価・認定を受けていることをホームページ等でPR
- ・ バス車体への評価・認定標章の掲示
- ・ 事業所での評価・認定登録証の掲示
- ・ 名刺に評価・認定標章の掲示

(4) 旅行会社

- ・ 評価・認定を受けた貸切バス事業者を利用していることを旅行パンフレットやホームページでPR
- ・ 旅行契約時の利用者に対する説明
- ・ ツアー予約サイトでのPR

(5) 国

- ・ 関係業界団体、業界団体未加入事業者に対する本制度及び利用促進の周知（通達等）
- ・ ホームページ等を活用したPR